

令和6年度

女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド

無限責任組合員募集要項

令和6年5月

東京都産業労働局金融部

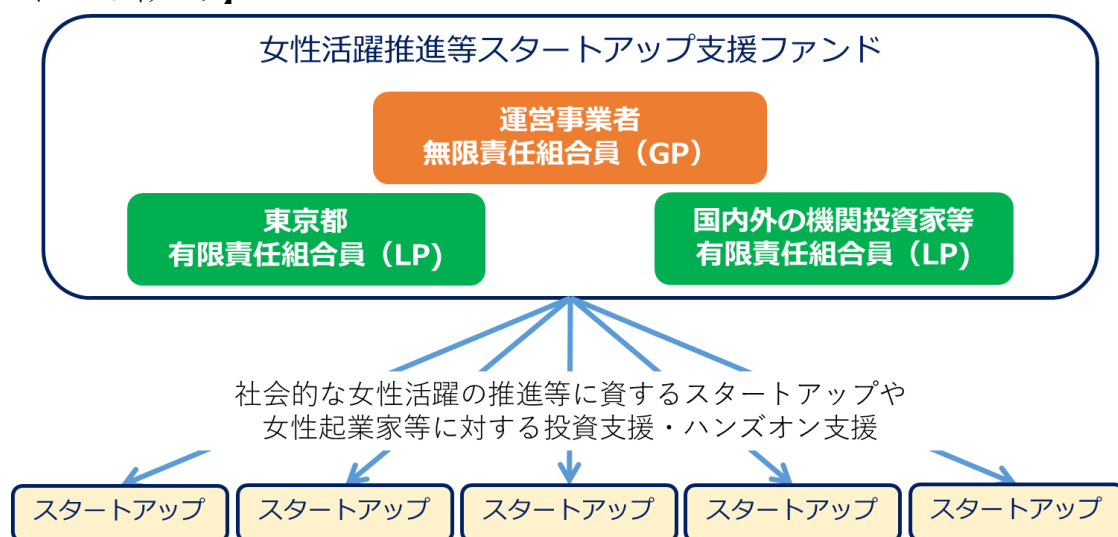
## 女性活躍推進等スタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集要項

### 第1 本事業の目的

都内経済を持続的に発展させていくためには、起業家の属性や事業内容等において多様性あるスタートアップの創出促進が必要である。また、創業期の資金調達におけるジェンダーギャップの存在も指摘されており、その解消も課題となっている。

そこで東京都は、新たにファンドの運営者を募集し、設立されたベンチャーキャピタルファンドを通じて、女性活躍の推進等に資するサービス・商品を持つスタートアップを支援するとともに、起業家はその属性に左右されずに事業の成長機会を確保できるよう、ファンドを活用して起業家の公平な資金調達の機会を提供することで、社会全体の女性活躍の推進等を促していく。

#### 【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図の東京都が LP 出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員

※ 詳細は、別紙要件を参照のこと。なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

※ 本事業のファンド運営者については、一または複数の者の選定を予定している。

### 第2 無限責任組合員等の役割

- 1 主に女性活躍の推進等に資するサービス・商品を持つスタートアップ、または資金調達面での困難さを抱える女性起業家等への出資による資金調達支援
- 2 出資先企業へのハンズオン支援
- 3 出資先企業における女性活躍の推進等に関する取組のサポート

### 第3 応募資格

#### 1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、応募者自らが、無限責任組合員又は無限責任組合員と一体となってファンド運営を行う運営事業者となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできる者。

なお、東京都は適格機関投資家ではないことから、応募にあたり応募者は、東京都が有限責任組合員として出資するファンドの組成・運用に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備える必要があることに留意すること。

- (2) 中小・ベンチャー企業を支援するファンドの運営事業者として十分な経験と実績を有するもの。なお、運営事業者の設立から十分な期間が経過していないなど、ファンド運用の実績が示せない場合は、マネージャー等有する前職での実績を提示することで差し支えない。
- (3) 「令和6年度 女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集における主な要件」(別紙 3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの。
- (4) 本事業に関する東京都からの調査業務受託者と応募者との間に何らかの利害関係※又はその可能性があることが判明した場合、応募者は速やかに本事業において生じうる利益相反関係を事前に申告し、対応策の構築方針を東京都に報告しなければならない。

※本件における「何らかの利害関係」とは、以下のとおりとする。

##### ① 「資本関係」

次のいずれかに該当する場合

1. 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。)の関係にある場合
2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### ② 「人的関係」

次のいずれかに該当する場合

1. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
2. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)及び民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)の規定による管財人をいう。)を現に兼ねている場合

#### 2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの

- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの
- (8) 応募者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法を行うなど、東京都が出資契約を締結する対象として社会通念上適切でないと判断されるもの

## **第4 審査・選定**

### **1 審査・選定方法**

#### **(1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)**

一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的 との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。なお、一次審査の結果については、東京都から書面にて通知する。

#### **(2) ファンド調査専門機関等による詳細調査**

一次審査の通過者を対象として、ファンド調査専門機関等による詳細調査を実施する。詳細調査には、これまでのファンド運営における LP 及び投資先(中小・ベンチャー企業)等へのリファレンス調査(それぞれ2社程度)を含むことに留意すること。

#### **(3) 二次審査(審査委員会での審査)**

詳細調査の後、審査委員会において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行う。なお、二次審査を最終審査とする。

#### **(4) 候補者選定と結果通知**

二次審査の結果を踏まえ、無限責任組合員候補者を選定する。採択の可否については、書面にて通知する。

### **2 注意事項**

(1) 二次審査の詳細日程は、一次審査の通過者に対して別途連絡する。

(2) 二次審査(審査委員会)当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。

(3) 募集期間経過後の追加資料提出は原則として認めない。ただし、東京都が必要と認め追加で要求する資料についてはこの限りではない

(4) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

## **第5 募集スケジュール**

### **1 募集期間**

令和6年5月15日(水曜日)から5月31日(金曜日)午後3時まで

### **2 質問受付期間**

令和6年5月15日(水曜日)から5月22日(水曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

#### **(1) 質問方法**

・質問を文章にて(様式自由)E-mail により送付すること

E-mail(送付先): [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

- ・口頭による質問は受け付けない
- ・メールの件名を「【女性活躍推進等ファンド】(応募事業者名)・質問」とすること
- ・メール本文中に、回答の送付先(質問者の法人等名称・担当部署・担当者氏名・E-mail アドレス)を記載すること(記載がない場合、回答を送付しない場合がある)

## (2) 回答方法

質問者に対して、E-mail にて回答を送付する。なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

## (3) 回答日

令和6年5月27日(月曜日)午後3時までに回答を行う。

## 3 書類提出受付期間

令和6年5月15日(水曜日)から5月31日(金曜日)午後3時まで

### (1) 提出方法

受付期間内に下記の E-mail アドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。なおメールの件名を「【女性活躍推進等ファンド】(応募事業者名)・書類提出」とすること。メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。(最大データ容量:8MB 程)

また、郵送での書類提出が必要な場合は受付期間内必着で下記宛先に送付すること。

(注意:持参、FAX での提出は受け付けない。)

### (2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階北側

電話 03-5320-4796

E-mail: [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

## 4 一次審査結果通知

令和6年6月28日(金曜日)まで(予定)

## 第 6 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙 1 参照)・・・1 部
- 2 ファンド設立趣意書(別紙 2 参照)・・・1 部
- 3 法人の履歴事項全部証明書(写し・最新の会社情報を反映したもの)・・・1 部
- 4 その他東京都が必要と認めた書類

## 第 7 注意事項

- 1 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 2 審査プロセスにおいて東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 3 東京都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができる。

- 4 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

#### **第8 ファンド出資までの全体スケジュール(予定)**

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 令和6年5月～6月 | 公募及び一次審査           |
| 令和6年6月～8月 | ファンド調査専門機関等による詳細調査 |
| 令和6年8月～9月 | 二次審査及び無限責任組合員選定    |
| 令和6年12月頃  | ファンド契約の締結          |
| 令和7年1月頃   | 東京都によるファンドへの出資     |

# 参 加 申 込 書

東京都知事 宛

会社名

代表者名

印

当社は、「令和6年度 女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド無限責任組合員募集」において、「令和6年度 女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集要項」(別紙を含みます。)に記載の全ての事項(「令和6年度 女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド無限責任組合員募集における主な要件」(募集要項別紙3)に記載の要件を含みます。)を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

## 記

### 1 設立するファンドの組合員構成(以下のいずれかに○を付けてください)

- (1) GP(1社)、LP(東京都のみ)
- (2) GP(1社)、LP(東京都及び適格機関投資家)
- (3) その他

### 2 GPの登録ライセンス(以下、該当する項目に○をつけてください)

- (1) 第二種金融商品取引業
- (2) 投資運用業
- (3) 該当なし

### 3 想定出資約束金額総額内訳(※有限責任組合員は東京都を除く) (単位:億円)

| 組合員区分   | 組合員名 | 出資予定額 | 出資確定額 |
|---------|------|-------|-------|
| 無限責任組合員 |      |       |       |
| 有限責任組合員 |      |       |       |
| 合 計     |      |       |       |

### 4 提案ファンドの投資テーマについて(当てはまるものに○を付けてください)

- (1) 女性活躍の推進等に資するサービス・商品を持つスタートアップを投資対象とする
- (2) 女性起業家等が立ち上げたスタートアップを投資対象とする

5 本事業の担当者

| 氏名 | 所属 | 電話番号 | メールアドレス |
|----|----|------|---------|
|    |    |      |         |

6 添付書類(電子ファイル又は郵送)

- (1) 参加申込書・・・1 部
- (2) ファンド設立趣意書(募集要項別紙 2 参照)・・・1 部
- (3) 法人の履歴事項全部証明書(写し・最新の会社情報を反映したもの)・・・1 部
- (4) その他東京都が必要と認めた書類

ファンド設立趣意書への主な記載内容  
＜女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド＞

□以下の1～4の項目についてまとめた電子データを設立趣意書として提出すること。電子データのフォーマットは問わない（PowerPoint、PDF、Word 等）。なお二次審査におけるプレゼンテーションは提出された設立趣意書にて行う。

1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去3期の決算状況（売上・利益・自己資本 等）と今期の収支見込み
- (6) 過去3期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し
- (7) 会社における女性活躍推進等の取組（女性の職場生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定に関する公表義務の有無、公表状況を含む）

2 提案ファンドの詳細

(1) 基本概要

- ① 概要（ファンド名称、ビークル形態、スキーム 等）
- ② ファンド規模（コミットメント想定額、想定最少額～最大額）※都出資想定分除く
- ③ LP 構成の状況（候補者の有無、候補者名、出資予定額、出資確度 等）
- ④ 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）
- ⑤ 期間（存続期間、投資期間）

(2) 投資体制

- ① 投資委員会メンバー（議決権を持つ者）について（略歴、在籍年数、ファンドへのコミットメント額）
- ② マネージャー、各投資担当者・他メンバー について（略歴、在籍年数、投資実績、総就労時間に対する本事業へ従事する時間の割合）
- ③ チームの強み（競争優位性 等）
- ④ 体制安定化のための手法（メンバーのターンオーバー 等）

(3) 管理・レポーティング体制

- ① ミドル・バック各担当者について（略歴、専門分野 等）  
※外部委託している場合は委託先の体制を含む
- ② コンプライアンス監視体制（内部体制、外部顧問弁護士との契約の有無等）

- (4) 投資プロセス(女性活躍推進等の類似のテーマのファンドを運用している場合は①～⑤についてその概要も記載)
- ① 投資戦略
  - ② ソーシング・案件のスクリーニングの手法
  - ③ ハンズオン支援の手法
  - ④ 投資先のモニタリング手法
  - ⑤ Exit 戦略
- (5) 政策的意義(参加申込書の4に記載した投資テーマに基づいて、その観点からそれぞれ記載)
- ① 本事業が実施されることで、女性活躍の推進等はどう寄与できるか
  - ② 総投資金額に占める当該投資テーマの対象投資先企業の想定割合(目標値等)
  - ③ 本事業において想定する投資先企業
  - ④ ファンド運用を通して、投資先企業の女性活躍の推進等を後押しするための取組
  - ⑤ 当該投資テーマの達成度の確認方法
  - ⑥ その他 ESG 投資への取組
- ※なお、ここでの「ESG 投資」とは国際連合が立ち上げた PRI(Principles for Responsible Investment)が目指しているものを指す。
- (6) ファンドに係る費用、報酬
- ① 管理報酬の料率
  - ② その他の費用(設立費用、追加出資に伴う費用 等)
  - ③ キャリード・インタレスト、ハードルレート等の料率、条件
- (7) 本事業と他の社内事業との間における利益相反の発生リスクとその対策

### 3 都が求める要件への対応

- (1) 都が有限責任組合員として出資する際に求められる法的要件(第二種金融取引業、投資運用業等)の整備体制
- (2) 都内中小企業要件への対応(コミット可能な割合)
- (3) その他、募集要項に定める諸要件への対応

### 4 これまでのファンド運営実績(トラックレコード等)

※原則はクローズしたファンドの実績を記載

※運営会社に対象ファンドが無ければ、提案ファンドのマネージャーに付随するものでも可

#### (1) ファンド内容

- ① 概要(名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等)
- ② 投資内容(投資テーマ、投資対象 等)
- ③ 期間(存続期間、投資期間)

#### (2) 投資成果

- ① 投資倍率(ネット/グロス)
- ② IRR(ネット/グロス)
- ③ DPI(実現倍率)

※DPI=分配金累計金額/Paid In Capital

#### (3) ハンズオン支援の具体的内容

**令和6年度  
女性活躍の推進等に向けたスタートアップ支援ファンド  
無限責任組合員募集における主な要件**

**第1 基本概要**

- 1 東京都は、主に女性活躍の推進等に資するサービス・商品を持つスタートアップ、または資金調達面での困難さを抱える女性起業家等の支援を投資目的として、ファンドの有限責任組合員(LP)として出資する。
- 2 東京都の出資するファンドは、新規に設立するファンドもしくは既に設立されたファンド、又は既存ファンドと共同投資を行う目的で新規に設立するパラレルファンドを基本とする。
- 3 ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
- 4 無限責任組合員は、ファンドを設立するに当たって、東京都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備えているものとする。(なお、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。)

**第2 東京都の出資額**

東京都の出資額は、民間資金等(※注)を含むファンドの出資約束金額の総額の2分の1までとし、40億円を最大とする。

(※注)民間及び東京都以外の公的機関の出資約束金額

**第3 投資対象**

ファンドは、ファンドの第4事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注2に該当する企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%以上となるように投資しなければならない。なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。

(注1)独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

- ① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(上記①から③までに掲げる業種を除く。)を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号、その後の改正を含む。)第1条第2項で定める組合及び連合会

(注2)東京都内に事業所を置く中小企業

#### **第4 出資金の払込方法・管理方法・分配方法**

- 1 出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 東京都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 無限責任組合員は、東京都がファンド出資に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等(設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等)の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- 4 「一括払い」方式によって払い込まれた東京都の出資金については、「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 5 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を四半期ベースで東京都に報告すること。
- 6 ファンドは、東京都に分配した分配金の返還を求めないものとする。ファンドのポートフォリオ投資の処分の際に負担する補償債務等の支払のために、有限責任組合員に分配金の返還を求める場合には、東京都へ分配されるべき財産について、当該返還のために適切なりザーブ又はエスクロー口座等を設定すること。

#### **第5 東京都の関与**

- 1 東京都は、オブザーバーとしてファンドの投資委員会に出席できるものとする。
- 2 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 東京都は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

#### **第6 報告義務**

- 1 無限責任組合員は、東京都に対し、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 2 無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、下記の事項に関し報告するとともに、有限責任組合

員から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、(1)については投資実行の翌月末まで、(2)については発生後遅滞なく、(3)(4)については年1回程度、(5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

- (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
  - (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
    - ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等
    - ② 上場承認
  - (3) 投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
  - (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
  - (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等
- 3 無限責任組合員は、東京都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

## **第7 東京都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務**

無限責任組合員は、東京都が、投資先企業に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。

## **第8 その他**

- 1 無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 2 無限責任組合員は、東京都が東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 3 無限責任組合員は、東京都が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 4 東京都に対する組合財産の分配(清算人による分配を含む。)については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 5 ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 6 東京都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。
- 7 東京都が、東京都及び東京都政策連携団体等が行う中小企業向け支援施策との連携について、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

## **第9 反社会的勢力への対応**

- 1 無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。
- 2 上記1の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。
- 3 ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。